



市政 Q&A

市政に対するご質問などを郵便、FAX、E-mailで受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課
FAX : 83-9336 E-mail : mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

質問 「通所型介護予防事業について」

市役所から通所型介護予防事業への参加に関するお知らせが届きました。「特定高齢者」が対象となっていますが、「特定高齢者」と判定されてから通所型介護予防事業を受けるまでの流れを教えてください。(80歳 女性)

お答えします

担当課 高齢障害課高齢福祉係 (☎82-1171)

●「通所型介護予防事業」とは

「特定高齢者」を対象として介護の予防に重点を置いた事業で、市内にあるデイサービス事業所などに通い、筋力トレーニングなどの運動器の機能向上プログラムを提供するものです。現在、事業の実施を市内13か所の事業所に委託しています。

※参加には申し込みが必要です

「特定高齢者」に該当する方で事業への参加を希望される場合は、利用申請などの手続きが必要となりますので、地域包括支援センター（高齢障害課内 ☎82-1173）にお問い合わせください。

通所型介護予防事業を受けるまで



- ①健診を受診し、基本チェックリストに記入
集団健診や基本健康診査（平成20年度以降は特定健診に変更）を受診した際、基本チェックリストで日常の活動や体の状態等について回答します。
- ②チェックリスト等から「特定高齢者」を選定
健診結果・チェック項目等により運動機能や口腔機能の低下、栄養改善の必要性が高いとみなされた65歳以上の方が「特定高齢者」となります。（介護認定を受けている人を除く。）
- ③介護予防事業参加に関するお知らせを発送
高齢障害課から特定高齢者の方へ通所型介護予防事業への参加に関するお知らせを発送します。
- ④利用申請の手続き
通所型介護予防事業への参加を希望する人は高齢障害課へ申し込みをします。
- ⑤通所型介護予防事業へ参加
地域包括支援センター（高齢障害課内）が作成した介護予防プランに基づき、デイサービス事業所等で運動器等の機能向上プログラムに取り組みます。

えがおがいちばん!!



たなか もえ
田中 萌笑ちゃん (4歳)
しょう
梓葉くん (1歳)

「いつまでも仲良く元気に育ってね。」(寝太郎町一)



編集室のひとりごと

久しぶりの編集後記。新年度ということで気持ちも新たにはりきって書きたかったところですが、人事異動により、残念ながらこれが最後の編集後記となってしまいました。配属から今日まで2年半、本当に色々な事がありました。中でも一番強烈な思い出が、実は、広報編集室にきてはじめて書いたこの「編集後記」。もともと文章を書くことがかなり苦手の私ですが、その時、この400字にも満たない「編集後記」を書くのに要した時間はなんと3日！最終日にはほぼ徹夜状態でどうにか締め切りに間に合わせたという悪夢のような記憶は今でも忘れられません。そんな思い出深い？「編集後記」が最後の仕事になると思うと・・・締め切りに追われ続けて過ごした2年半を締めくくるに最もふさわしい終わり方だなあと感慨深いものがありました。最後になりましたが、これまで取材などに快くご協力くださった皆様、本当にありがとうございました。今後も広報「さんようおのだ」をよろしく願いいたします。(グリ)

お子さんの写真 募集中!!
詳しくは広報広聴課まで (☎82-1133)